



# 長野県報

4月24日(月)  
令和5年  
(2023年)  
第400号

## 目次

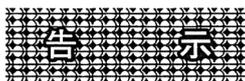
### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) .....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課) .....	2
公共測量の実施(建設政策課) .....	2
公共測量の終了(12件)(建設政策課) .....	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課) .....	6
特定計量器の定期検査の実施(産業技術課) .....	6

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室) .....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課) .....	11
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課) .....	11
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(2件)(建築住宅課) .....	12
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	13
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) .....	13
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) .....	14
随意契約の相手方の決定(4件)(生活排水課) .....	15

正誤(農業技術課) .....	17
-----------------	----



### 長野県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
公益財団法人倉石地域振興財団 Doyleメンタルヘルスクリニック	長野市南石堂町1421 三福ビル3階	令和5年4月1日
となりの薬局	安曇野市穂高柏原974-3	令和5年4月1日
ななせ薬局	長野市七瀬21-7	令和5年4月1日
みやこ薬局	長野市鶴賀河原302-2	令和5年4月1日
村上日野屋薬局	埴科郡坂城町上五明687-1	令和5年4月1日
Medinet あさひ薬局千曲店	千曲市大字桜堂字西沖364-7	令和5年4月1日
エフビー訪問看護ステーションさく	佐久市中込3713-11	令和5年4月1日
訪問看護ステーション「おさち」	岡谷市長地小萩1-11-30	令和5年4月1日
訪問看護ステーションはる	小県郡長和町和田189-B13	令和5年4月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
長野市国民健康保険大岡診療所 長野市大岡乙254-1	長野市国民健康保険大岡診療所 長野市大岡乙287番地	令和5年3月27日
関清風堂さわやか薬局 諏訪市高島2-1279-3	ライフ薬局諏訪 諏訪市高島2-1279-3	令和5年4月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第239号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間  
令和5年4月17日から令和5年11月30日まで
- 作業地域  
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

## 長野県告示第240号

国土交通省都市局都市政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 3D都市モデル作成
- 作業期間  
令和5年2月20日から令和5年3月22日まで
- 作業地域  
茅野市

建設政策課

## 長野県告示第241号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 航空レーザ、航空写真
- 作業期間  
令和4年10月17日から令和5年3月10日まで
- 作業地域  
長野市、松本市、上田市、千曲市、東御市、安曇野市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、埴科郡坂城町

建設政策課

**長野県告示第242号**

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和4年9月14日から令和5年2月10日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第243号**

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 数値撮影・数値図化
- 作業期間  
令和4年7月5日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
塩尻市、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡大桑村

建設政策課

**長野県告示第244号**

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 作業期間  
令和5年2月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域  
上田市

建設政策課

**長野県告示第245号**

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 3D都市モデル データ更新
- 作業期間  
令和4年11月29日から令和5年3月24日まで
- 作業地域  
岡谷市

建設政策課

**長野県告示第246号**

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 数値地形図修正
- 作業期間  
令和4年8月4日から令和5年3月24日まで
- 作業地域  
駒ヶ根市

建設政策課

**長野県告示第247号**

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 街区基準点改測
- 作業期間  
令和4年11月17日から令和5年3月15日まで
- 作業地域  
駒ヶ根市

建設政策課

**長野県告示第248号**

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影（地図情報レベル1000）

- 2 作業期間  
令和4年5月16日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域  
塩尻市

建設政策課

**長野県告示第249号**

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 都市計画基本図作成
- 2 作業期間  
令和4年9月2日から令和5年3月16日まで
- 3 作業地域  
佐久市

建設政策課

**長野県告示第250号**

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 空中写真撮影
- 2 作業期間  
令和4年10月1日から令和5年3月20日まで
- 3 作業地域  
佐久市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第251号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間  
令和4年12月1日から令和5年3月30日まで
- 3 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課

## 長野県告示第252号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和5年4月1日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般財団法人長野県建築士活動センター長野支所	長野県長野市大字南長野字宮東426-1 長野県建築士会館内	長野県長野市大字南長野字宮東426-1 長野県建築士会館内 一般財団法人長野県建築士活動センター 長野支所
旧		長野県長野市南県町686-1 長野合同庁舎 長野建設事務所建築課内	長野県長野市南県町686-1 長野合同庁舎 長野建設事務所建築課内 一般財団法人長野県建築士活動センター 長野支所

会 計 課

## 長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和5年4月24日

長野県計量検定所長 平 林 裕 司

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡長和町のうち和田地区	5月25日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田支所
小県郡長和町のうち古町、長久保及び大門地区	5月26日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町古町4247番地1 長和町役場
小県郡青木村	5月29日(月)	午後1時から午後3時まで	小県郡青木村大字田沢111番地 青木村保健センター
東御市のうち滋野及び田中地区	5月30日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市県288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び津津地区	5月31日(水)		
下高井郡野沢温泉村	6月2日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡木島平村	6月5日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡木島平村大字往郷914番地6 木島平村役場
下高井郡山ノ内町のうち大字平穏、佐野、戸狩及び寒沢地区	6月6日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬地区	6月7日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
中野市のうち豊田地区	6月8日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田公民館（豊田文化センター）
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月9日(金)	午前9時30分から午前10時30分まで	下水内郡栄村大字堺18281番地 秋山郷活性化センターとねんぼ
下水内郡栄村のうち西部、東部及び水内地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場

飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区	6月13日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市のうち岡山、太田、瑞穂及び常盤地区	6月14日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字常盤1498番地 常盤地区活性化センター
飯山市のうち飯山及び秋津地区	6月15日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢地区(吉瀬地区を除く)	6月20日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4～13、町3の飯坂、町4及び下平地区	6月21日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1～3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区	6月22日(木)		
木曽郡王滝村	6月26日(月)	午前11時から正午まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曽郡南木曽町		午後2時30分から午後4時まで	木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場
木曽郡大桑村	6月27日(火)	午前9時30分から午前11時まで	木曽郡大桑村大字長野880番地1 大桑村役場 上段駐車場車庫
木曽郡上松町		午後1時から午後2時30分まで	木曽郡上松町大字上松159番4 上松町ひのきの里総合文化センター
木曽郡木曽町のうち開田高原地区	6月28日(水)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町開田高原末川1895番地10 開田高原末川研修センター
木曽郡木曽町のうち三岳、日義及び福島地区	6月29日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	木曽郡木曽町福島5129番地 木曽町文化交流センター
塩尻市のうち檜川、宗賀及び洗馬地区	7月3日(月)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	塩尻市大門六番町5番27号 塩尻市立体育館
木曽郡木祖村	7月4日(火)	午前10時30分から正午まで	木曽郡木祖村大字藪原1191番地1 木祖村役場裏車庫
塩尻市のうち広丘及び片丘地区	7月5日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	塩尻市大門六番町5番27号 塩尻市立体育館
塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区	7月6日(木)		
安曇野市のうち明科地区	7月11日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科支所
安曇野市のうち三郷地区	7月12日(水)	午前9時30分から正午まで	安曇野市三郷明盛4810番地1 安曇野市役所三郷支所
安曇野市のうち堀金地区		午後1時30分から午後3時30分まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金支所
安曇野市のうち穂高地区	7月13日(木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高支所
安曇野市のうち豊科地区	7月14日(金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 本庁舎
東筑摩郡生坂村	7月19日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
東筑摩郡麻績村	7月20日(木)	午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻績3837番地 麻績村役場

東筑摩郡筑北村	7月21日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場
南佐久郡小海町	7月24日(月)	午後1時30分から午後3時まで	南佐久郡小海町豊里798番地 小海町総合センター
南佐久郡佐久穂町	7月26日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
佐久市のうち臼田地区	7月27日(木)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール
南佐久郡北相木村	7月28日(金)	午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡南相木村		午後1時30分から午後2時30分まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館
南佐久郡川上村	7月31日(月)	午前10時30分から午前11時30分まで	南佐久郡川上村大字大深山536番地 川上村林業総合センター
南佐久郡南牧村		午後1時30分から午後2時30分まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
東筑摩郡朝日村	9月1日(金)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1 朝日村役場
東筑摩郡山形村		午後1時から午後3時30分まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
小諸市のうち中部地区	9月5日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小諸市甲2197番地2 すぱーく小諸内 クラブハウス
小諸市のうち、三岡、川 辺、大里及び西小諸地区	9月6日(水)		
小諸市のうち北大井及び 南大井地区	9月7日(木)		
飯田市のうち伊賀良、山 本及び三穂地区	9月11日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市大瀬木570番地1 飯田市伊賀良公民館
飯田市のうち鼎、松尾、 上久堅及び下久堅地区	9月12日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市鼎東鼎281番地(JAみどりの広場内) みなみ信州農業協同組合 本所玄関横
飯田市のうち橋北、橋南、 羽場、丸山及び東野地区	9月13日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター
飯田市のうち竜丘、川路、 龍江及び千代地区	9月14日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市桐林505番地 飯田市竜丘公民館
飯田市のうち上郷及び座 光寺地区	9月15日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市上郷飯沼3145番地1 飯田市上郷公民館
上伊那郡辰野町	9月20日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場
上伊那郡箕輪町	9月21日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町役場
上伊那郡南箕輪村	9月22日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場
伊那市のうち高遠町及び 長谷地区	9月25日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館
上伊那郡飯島町	9月26日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡飯島町飯島2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9月27日(水)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡中川村片桐3969番地 中川村農業観光交流センター
上伊那郡宮田村	9月28日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場

上高井郡高山村	10月3日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
上高井郡小布施町	10月4日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 北斎ホール 1階ロビー
千曲市のうち八幡、桑原、 稲荷山、森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区	10月5日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	千曲市杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所向い 立体駐車場1階
千曲市のうち埴生、屋代 及び栗佐地区	10月6日(金)		

産業技術課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月24日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び数量

トレンドマイクロ社製 CLOUD APP SECURITY  
TSSL TREND MICRO CLOUD APP SECURITY WITH XDR  
8,180 ライセンス

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 使用期間

令和5年7月1日から令和9年6月30日まで

#### (4) 納入場所

長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。